

付 議 第 1 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、知事から、別記訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、協議がありましたので、別紙のとおりこれに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第26号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

1 事件名

高松高等裁判所 平成 24 年(行コ)第 22 号
損害賠償請求控訴事件

2 控訴の提起年月日

平成 24 年 9 月 27 日

3 当事者

原告 (個人名)

被告 高知県知事 尾崎正直

4 控訴の内容

原判決は、事実を誤認し、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項前段・後段の解釈適用を誤った違法があり、そのことは判決に影響を及ぼすことは明らかである。

よって、原判決は、取り消されるべきであり、知事が支出負担行為及び支出命令の権限を有する職員並びにその権限を直接補佐する職員に対し、個人情報等を含む USB メモリ等を紛失し、関係者への謝罪文の郵送に係る経費、夜間の問合せ等業務に要した時間外手当、紛失した USB メモリの取得価格、合計 778,286 円及びこれに対する平成 23 年 8 月 13 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員の損害賠償を命令することを求める。

24 高教人第 446 号
平成 24 年 11 月 27 日

高知県知事 様

高知県教育委員会委員長

訴訟事件の補助執行に関する協議について

平成 24 年 11 月 5 日付け 24 高法務第 215 号で協議のあったことについては、同意します。